

岐阜県公報

第 八 十 三 号

令和二年二月二十五日

(火曜日)

目 次

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

公 示

○公共測量の終了

○落札者等に関する公示

(治 山 課) 九一^{ページ}

(同 一) 九三

(用 地 課) 九四

(会 計 課) 九四

告 示

岐阜県告示第五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字樋口一八三〇の一・一八三〇の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町菅田桐洞字内方三四一五の一、三四一五の二、三四一九、三四二三、字野谷三四三一の一、三四三一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町金山字中田淵八三八の一、字下田淵八七一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町坂ノ東字畑洞三五五六、三五九一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑洞三五九一（次の図に示す部分に限る。）、三五五六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町坂ノ東字清水六九三六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字沖野九三七の一（次の図に示す部分に限る。）、九三七の
二、九三九の一、字尾前一〇四九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通
知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示
する。

令和二年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲高科字大谷七六七の九から七六七の一まで、七六七の三二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

公 示

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり
公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十
四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所
- 二 作業種類
公共測量（用地測量）
- 三 作業期間

令和元年六月十日から
令和元年十二月十日まで
四 作業地域
高山市

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
令和二年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する電気 予定数量 2,709,0

00kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和元年12月13日

4 落札者を決定した日 令和2年1月24日

5 落札者の住所及び氏名 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル

株式会社ホープ

代表取締役 時津 孝康

6 落札金額 48,776,699円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（1）部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

（2）所 在 地 岐阜市葦田南二丁目1番1号

令和二年二月二十五日発行

発行者 岐阜市葦田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ三十一 岐阜文芸社